

香東川西岸地域資源保全会

運営規則

第一条（目的）

通常の日当については、1時間当たり1,000円とするが、時間当りで算出が難しい場合について、1回当たり3,000円以内とする。

- 事例 (1) ため池堤防の草刈り・刈草処理・・・・・・・・・・（時間当り）
(2) 農道の草刈り・側溝の泥上げ・・・・・・・・・・（時間当り）
(3) 水路の泥上げ・側道の草刈り・・・・・・・・・・（時間当り）
(4) 点検（遊休農地・ため池・農道・水路・施設）・・・・・・・・（時間当り）
(5) 農道の補修・花崗土補充・・・・・・・・・・（時間当り）
(6) 会議・打合せ・視察・研修・・・・・・・・・・（回数当り）

第二条（参加範囲）

構成員・役員

第三条（経費）

- | | | |
|------------|-----------------------------|---------------------|
| (1) 軽トラック | （リース代・燃料費） | 3,000円～5,000円/回当り |
| (2) 特殊車両 | （リース代・燃料費） | 3,000円～6,000円/回当り |
| (3) ショベルカー | （リース代・燃料費） | 10,000円～20,000円/回当り |
| (4) 草刈り機 | （リース代・燃料費） | 2,000円/回当り |
| (5) 燃料代 | 草刈り機の燃料費に関する規則（運営規則一別紙①）による | |
| (6) 手押し輪車 | | 500円/回当り |
| (7) パソコン | （PCリース代・紙インク費） | 30,000円/年 |

第四条（年俸）

- | | | |
|--------|-------------|-----------|
| (1) 幹事 | 12,000円×34名 | =408,000円 |
| (2) 会長 | 60,000円×1名 | =60,000円 |
| (3) 役員 | 30,000円×11名 | =330,000円 |

第五条（会議手当）

1回当たり、3,000円/一人当り

第六条（外注費）浚渫土砂等の処分及び特殊機材を要する場合

- (1) 300,000円未満は領収書添付（相見積りは無くてもよい）
- (2) 300,000円以上1,000,000円未満は相見積りおよび領収書添付
- (3) 1,000,000円以上は入札

第七条（弁当、お茶代など）

（1）午前から午後にかけて昼を挟んだ活動においても昼食として弁当を支給しないこととする。

~~弁当代：上限税込 1,000 円/一人当り~~

~~（弁当代の領収書とお茶代などの領収書は区別すること。）~~

（2）草刈、泥上げなどの活動には 2 時間程度を目安に休憩し、その際パンなどを添えてお茶を支給してもよい。

平成 27 年 1 月 8 日
一部改正：平成 27 年 4 月 20 日
一部改正：平成 28 年 4 月 20 日